

令和8年度社会教育関係団体に対する補助金について（概要）

- 1 事業の目的
東京都における社会教育の発展を図るため、社会教育法第10条に規定する社会教育団体の事業の一部を補助する。
- 2 申請期限
令和8年7月24日（金曜日）午後5時必着
- 3 提出方法
必要書類について、電子媒体で提出
※令和8年度社会教育関係団体に対する補助金交付要綱（PDF 215KB）を確認の上、申請をご希望の場合は、問合せ先にご連絡ください。
- 4 審査について（予定）
事務局による書面審査後、東京都生涯学習審議会補助金部会で意見聴取した後、総合的に判断します。
審査結果については、全ての申請団体に通知します。

【問合せ先】

東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課

社会教育関係団体補助金事業担当

電話：03-5320-6859

電子メール：S9000027@section.metro.tokyo.jp